

役員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の役員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 役員会は、取締役および執行役員全員をもってこれを構成し、業務執行を決定し、執行役員の職務の執行を監督する。

(開催)

第3条 役員会は、定時役員会と臨時役員会とする。

2 定時役員会は、原則として1ヶ月に1回開催するものとする。

3 臨時役員会は、必要ある場合に随時開催する。

第2章 招集

(招集権者)

第4条 役員会は、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、予め役員会の決議をもって定めた順序により、他の執行役員がこれにあたる。

(招集の請求)

第5条 執行役員は、必要に応じ、議案および審議を必要とする理由を記載した書面を招集権者に提出して、役員会の招集を請求することができる。

第3章 議事

(議長)

第6条 役員会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、予め役員会の決議をもって定めた順序により、他の執行役員がこれにあたる。

(決議)

第7条 役員会は、取締役および全執行役員の過半数にあたる取締役および執行役員の出席により成立し、その決議は出席取締役および執行役員の過半数をもってこれを行なう。

2 会議の目的たる事項につき利害関係を有する取締役および執行役員は、その決議に参加することができない。この場合、その取締役および執行役員は出席取締役および執行役員の数に算入されない。

(決議事項)

第8条 役員会の決議を要する事項は、別表に定める。

(報告)

第9条 代表取締役は、1ヶ月に1回以上、会社の業務執行の状況またはその必要な情報を、役員会において報告または説明するものとする。ただし、事案により、その業務を担当する他の執行役員にこれを行なわせることができる。

- 2 取締役および執行役員が競業または自己取引をしたときは、遅滞なく、その取引についての重要な事項を役員会に報告しなければならない。

(取締役以外の者の出席)

第 10 条 役員会が必要と認めたときは、取締役および執行役員以外の者を役員会に出席させて、その意見または説明を求めることができる。

(議事録)

第 11 条 役員会の議事は、その経過の要領と結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および執行役員がこれに記名押印または電子署名を行う。

- 2 欠席した取締役および執行役員には、議事録の写しおよび役員会の資料を送付する。

付 則

(施 行)

第 12 条 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から実施する。

決議事項	根拠条文
1 株主総会に関する事項	
(1)株主総会の招集(日時、場所、会議の目的事項、議案など)の決定	会298条①
(2)事業報告の承認	会436条③
(3)貸借対照表及び損益計算書ならびにこれらに付属明細書の承認	"
(4)代表取締役が事故ある場合の株主総会の招集者・議長となる執行役員の順序の決定	
(5)書面投票制度採用の決定	会298条①
2 役員、使用人に関する事項	
(1)役員の選定及び解職	会362条②一
(2)役員の競業取引の承認	"
(3)会社と役員との取引の承認	会365条①
(4)役員以外の会社・団体の役員就任	"
(5)代表取締役が事故ある場合の役員会の招集者・議長となる執行役員の順序の決定	
(6)使用人の懲戒処分	
3 組織・規程に関する事項	
(1)支店及び重要な組織の設置、改廃	
(2)社内規定の制定、改廃	会362条④四
4 株式に関する事項	
(1)法定準備金の資本組入	
(2)株式の分割及びそれに伴う会社が発行する株式の総数の増加に係る定款の変更	会448条③
(3)基準日の決定	会183条②
(4)自己株式の取得、処分及び消却	
(5)新株予約権の消却	会155条、会178条②
5 資金調達に関する事項	会276条①
(1)新株の発行	
(2)新株予約権の発行、発行条件等の決定	会199条①
(3)普通社債の発行	会238条①
(4)新株予約権付社債の発行、発行条件等の決定	会676条
(5)金融機関等からの借入による資金調達(除く借換、反復)	"
6 その他重要な業務執行	会362条④
(1)中間配当の実施	"
(2)経営基本方針の決定及び変更(年度人員計画・年度採用計画含む)	
(3)新規事業並びに新規開発案件の開始(重要なもの)	
(4)年度予算の承認・変更	
(5)決算・四半期決算書類の承認	
(6)知的財産及びノウハウの譲渡及び譲受	
(7)債権の放棄、引当金の計上、償却	会362条②一
(8)固定資産の取得、処分	
(9)資金の貸付及び債務保証	会362条②一
(10)関係会社などの設立、合併、解散	
(11)関係会社の業務執行に係る重要事項	
(12)株主総会の決議により授権された事項	
(13)重要な訴訟及び苦情、クレームに関する事項	
(14)その他法令に定める事項	
(15)その他代表取締役が必要と認めた事項	

報告事項	
1 役員の競業取引の報告 2 会社と役員取引の報告 3 全社的委員会・プロジェクトチームの設置・改廃 4 軽微な組織の設置、改廃 5 新規事業並びに新規開発案件の開始(軽微なもの) 6 月次決算の実施 7 決算予想値の承認、修正 8 会計監査・税務当局対応に関する事項 9 社員持株会の運営・管理に係る重要事項 10 有価証券の取得・売却 11 資産運用目的投融資の実行、撤退 12 営業取引目的投融資の実行、撤退 13 デリバティブ取引の実行 14 知的財産権の申請 15 取引先の破産、会社更生、民事再生、強制執行等 16 重要または異例な営業取引に係る事項 17 重要または異例な契約 18 独占的代理店契約 19 その他代表取締役が必要と認めた事項	会365条② //

	役員会		
	稟議書	報告事項	決議事項
1. 組織・経営方針及び経営計画			
(1)経営基本方針の決定及び変更			6(2)
(2)組織の新設、改廃			
①支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止			3(1)
②上記以外の軽微なもの	◎	○	
(3)その他			
①重要なもの			◎
②上記以外の軽微なもの	◎	○	
2. 予算			
(1)年度予算の承認・変更			6(4)
(2)その他			
①重要なもの			◎
②上記以外	◎	○	
3. 決算・会議・税務			
(1)決算の承認			6(5)
(2)会計税務当局対応		8	
(3)税務申告・納税	◎	○	
(4)その他			
①重要なもの		6・7	◎
②上記以外	◎	○	
4. 株式			
(1)新株発行に関する事項			5(1)
(2)株主の総務		○	
(3)その他			
①重要なもの		9	◎
②上記以外	◎	○	
5. 金融取引			
(1)金融機関との取引の開始、停止	◎	○	
(2)金融機関等からの借入による資金調達(除く借換・反復)			
①5000万円以上			5(5)
②2000万円以上5000万円以下	◎	○	
③2000万円以下	◎		
6. 規程			
(1)社内規程の制定、改廃			
①規程			3(2)
②細則	◎	○	
③要領・基準書	◎		
7. 人事			
(1)人員計画・採用計画 (年度計画に関しては決議事項に含む)			◎
(2)採用			◎
(3)配属・異動			◎
(4)昇格			◎
(5)昇進・降職			◎
(6)懲戒処分			2(6)
(7)退職(懲戒処分以外)	◎	○	
(8)アルバイトの契約締結	◎	○	
8. 福利・厚生			
(1)全社的行事、催事の開催、実施	◎	○	
(2)その他福利厚生に関する事項			
①重要なもの	◎	○	
②上記以外	◎		

9. 訴訟・苦情等				
(1)訴訟及びクレーム・苦情				
①重要なもの				6(15)
②上記以外	◎	○		
10. 営業取引				
(1)重要または異例な取引			18	◎
(2)損失発生取引				
①100万円以上				◎
②10万円以上100万円未満	◎	○		
③10万円未満	◎			
(3)資金の貸付・債務保証				
①100万円以上				6(9)
②100万円以下	◎	○		
③債務保証が条件となる継続的取引の開始	◎	○		
(4)諸団体への加入・脱退				
①重要なもの				◎
②上記以外	◎			
11. 契約の締結、更新、改廃(営業取引に関するもの)				
(1)重要または異例な契約				◎
(2)売買契約書				
①代金が決済済みのもの	◎			
②代金が未決済のもの				
i 1000万円以上				◎
ii 100万円以上1000万円未満	◎	○		
iii 10万円越100万円未満	◎			
(3)その他の契約				
①重要なもの				◎
②上記以外	◎			
12. 契約の締結、更新、改廃(営業取引以外の物)				
(1)重要または異例な契約			19	◎
(2)業務委託契約				
①重要なもの				◎
②上記以外	◎			
(3)リース契約(一取引の合計金額)				
①1000万円以上				◎
②1000万円未満	◎	○		
(4)その他の契約				
①重要なもの				◎
②上記以外	◎			
(5)諸団体への加入・脱退				
①重要なもの				◎
②上記以外	◎			
13. 固定資産の取得、処分、保全、修理				
(1)固定資産の取得、処分(取得価格)				
①500万円以上				6(8)
②100万円以上500万円未満	◎	○		
③100万円未満	◎			
14. 棚卸資産の処分				
(1)棚卸資産の廃棄処分、評価損の計上				
①100万円以上				◎
②10万円以上100万円未満	◎	○		
③10万円未満	◎			
15. 購入・調達				
(1)物品・サービスの購入(固定資産を除く)				
①100万円以上				◎
②50万円以上100万円未満	◎	○		
③5万円以上50万円未満	◎			
16. 寄付金・助賛金の拠出				
(1)寄付金・賛助金の拠出				
①10万円以上				◎
②5万円以上10万円未満	◎	○		
③5万円未満	◎			

報告事項・決議事項における番号は役員会決議事項に拠る